

伊予中山ホタル保存会規約

(名称)

1. 本会の名称は、ホタルの保護をめざす伊予中山ホタル保存会（以下「ホタル保存会」という。）と称する。

(所在地)

2. ホタル保存会は、事務局を、伊予市中山町中山丑359番地1におく。

(目的)

3. ホタル保存会は、伊予市中山町内河川に棲むホタルの保護及び養殖を行い、自然環境の保護及び河川環境の保全に努めるとともに、伊予市中山町のホタルをアピールし、観光推進に努めることを目的とする。

(活動)

4. ホタル保存会は、上記の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) ホタル養殖に関すること
- (2) ホタル生育現地調査に関すること
- (3) ホタル保護パトロールに関すること
- (4) 伊予中山ホタルまつりの実施に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

5. ホタル保存会の趣旨に賛同し、以下に定める入会金をおさめる個人を会員とする。(1) 年会費 3,000 円

(役員)

6. 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、会計1名を選出する。
- (2) 会員の外から、会計監査1名を選出する。

(役員を選任)

7. 本会の役員は、総会において選任する。

(役員任期)

8. 役員任期は、2年とする。但し再選は妨げない。補欠によって選任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

9. 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し会務を総括し、会長に事故ある時は、その職務にあたる。
- (2) 会計は、本会の会計を司る。
- (3) 監事は、本会の会務を監査する。

(会 議)

10. 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会及び役員会の開催)

11. 本会の総会は、毎年1回これを招集する。但し会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。また、役員会は会長が、必要に応じて招集することができる。

(総会付議事項)

12. 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 監事の選任に関する事項
- (3) 事業報告並びに事業計画に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか重要な事項

(役員会付議事項)

13. 役員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 役員会で付議すべき事項
 - ア) 総会に提出する議案
 - イ) 総会から委任された事項
 - ウ) その他会長において必要と認めた事項

(総会、役員会の定員数並びに表決)

14. 本会のすべての会議は、組織メンバーの過半数が出席し出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長が決する。

(経 費)

15. 本会の経費は、補助金、寄付金及び会費をもってあてる。

(会計年度)

16. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑 則)

17. この規約に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

この規則は、昭和61年4月1日より施行する。

この規則は、平成10年4月1日より施行する。

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

